

事業認定申請書等作成チェック表

| 区分 | チェック項目 | チェック |
|---|--|------|
| 法第20条の事業認定の要件 | 【1号要件】事業が法第3条各号の一に掲げるものに関するものであること。 | |
| | 申請事業は土地収用法第3条各号のいずれかの事業に該当しますか。 | |
| | 【2号要件】起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有するものであること。 | |
| | 申請事業は議会や取締役会の議決を経ていますか。 | |
| | 申請事業の施行に必要な行政処分(免許、許可、認可等)は受けていますか。 | |
| | 申請事業の施行に必要な財源、人員は確保できていますか。 | |
| | 【3号要件】事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。 | |
| | 申請事業の施行を必要とする現状の不利益について、具体的な数値等を使って説明できていますか。 | |
| | 客観的に見て、申請事業の施行により現状の不利益は完全に解消できますか。 | |
| | 申請事業の施行により失われる利益(環境、動・植物、文化財等)は軽微である旨を具体的に説明できていますか。 | |
| | 事業計画が構造基準等に適合し、類似の施設と比較して妥当な規模であるなど、事業計画が合理的である旨を具体的に説明できていますか。 | |
| | 起業地が他の候補地と比較して、事業目的を達成する上で最も合理的である旨を具体的に説明できていますか。 | |
| | 【4号要件】土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。 | |
| | 申請事業を早期に施行する必要性は説明できていますか。 | |
| 起業地の範囲は申請事業の施行の範囲となっていますか。 | | |
| 収用の範囲は、地表面が申請事業の用に恒久的に供される土地の範囲に留まり、土地の一部(地下、空間)を使用する場合、工事期間中一時的に地表面を使用する場合は使用の範囲としていますか。 | | |
| 【関連事業】関連事業とは、本体事業の施行によって法第3条各号に掲げる他の施設の機能を害した場合にその回復のために行う事業(付替工事等)をいいます。 | | |
| 関連事業がある場合、申請書及び事業計画書において本体事業とは別に関連事業について必要な説明がなされていますか。 | | |
| 関連事業の施行権限証を申請書の添付書類として添付されていますか。 | | |
| 【法第4条地に関する書類】法第4条地とは、現に法第3条各号に掲げる施設のために供されている土地をいいます。管路、電線路等も法第4条地に該当します。 | | |
| 起業地内に法第4条地が含まれる場合、法第4条地に関する書類(法第4条地調書、法第4条地を表示する図面、当該土地を起業地に含めることについての土地の管理者の意見書)を申請書の添付書類として添付されていますか。 | | |
| 【法令制限地関係】法令制限地とは、法令の規定により土地利用に制限を受ける土地をいいます。 | | |
| 起業地内に法令制限地が含まれる場合、起業地表示図に区域線等によりその旨表示していますか。 | | |
| 当該土地を起業地に含めることについての行政機関の意見書を申請書の添付書類として添付されていますか。 | | |
| 【法第15条の14の規定に基づき講じた措置(事前説明会)の実施状況を記載した書面】 | | |
| 事前説明会開催日の8日前までに新聞紙(日刊紙)に開催公告するとともにその旨残件者に通知していますか。 | | |
| 当該書面には新聞公告文の写しを添付していますか。 | | |
| 添付図面 | 【起業地位置図】 | |
| | 国土院の地図(1/25,000)に起業地の形状をできるだけ正確に表示されていますか。 | |
| 添付図面 | 【起業地表示図及び事業計画表示図】 | |
| | 実測の地形図に事業計画を正確に表示されていますか。また、近隣住民の方が場所をすぐ特定できるよう目印となる建物等も記載されていますか。 | |
| 【その他】 | 事業認定申請書等は「事業認定申請書等の作成要領」に基づき作成されていますか。 | |